

# 玄海町産後ケア事業の御案内

## -ショートステイ・デイサービス-

出産後、お母さんが安心して子育てができるよう、産後の体調管理や育児のサポートをする「産後ケア事業」を実施しています。

「授乳が上手くいかない、赤ちゃんのお世話の仕方がわからない、お産と育児の疲れから体調がすぐれない」など、お困りのことはありませんか？

1人で悩まず、まずはご相談ください。



### ◆利用できる方

・玄海町に住所（住民票）がある、出産後1年未満の赤ちゃんとそのお母さんで、産後ケア利用を希望する方

※施設によって対象児月齢が異なります。

・流産・死産をされた産後1年以内の産婦で産後ケアを必要とされる方

### ◆産後ケアの内容

- ・お母さんの体調管理
- ・お母さんの乳房ケアなど適切な授乳ができるためのケア
- ・赤ちゃんの発育発達確認
- ・沐浴などのお手伝いや育児相談
- ・お母さんのこころとからだの休養 など

◆玄海町では、産後ケア事業の『訪問型』も実施しています。町の保健師がご自宅に訪問し、育児相談等に応じます。

◆費用は無料です。

◆訪問をご希望の方は、役場こども・ほけん課（52-2159）へご連絡をお願いします。



### ◆利用料金・利用時間等

種類	区分	個人負担金		利用時間	利用日数上限
		利用料金	別途料金		
ショートステイ (宿泊型)	町民税課税世帯	2,500円	食事代 など	1泊2日 (10:00~ 翌日10:00)	1回の出産につき <b>通算7回以内</b>
	町民税非課税世帯 生活保護世帯 母子家庭	無料			
デイサービス (日帰り)	町民税課税世帯	1,000円	食事代 など	1日 (10:00~ 16:00)	
	町民税非課税世帯 生活保護世帯 母子家庭	無料			

※2名以上のお子さん分（双子等）から利用料金の追加料金（ショートステイ型は1人あたり1,000円、デイサービス型は1人あたり500円）が必要です。

裏面もご覧ください。

## ◆ ご利用方法

### (1) 利用の申請

- ▶原則、利用を希望している1週間前までに、**役場こども・ほけん課**に申請をしてください。  
妊娠7か月から申請できます。

#### 【申請時に必要な書類】

- ① 玄海町産後ケア事業利用申請書  
※役場こども・ほけん課、で配布します。(玄海町ホームページからもダウンロードできます。)
- ② 母子健康手帳
- ③ 申請をする方の身分証(運転免許証やマイナンバーカードなど)
- ④ 町民税非課税を証明するもの  
(転入された方で非課税世帯の場合のみ必要)

- ### (2) 利用の決定
- ▶利用決定後、『玄海町産後ケア事業利用券』(7回分)を後日郵送します。

- ### (3) 施設の予約
- ▶各施設に直接連絡し、希望するケアの内容や日程などをご相談ください。  
各施設の利用定員は1名程度です。希望日に対応できない場合があります。

### (4) 産後ケアを利用する

- ▶利用中は、施設の指示に従ってください。
- ▶個人負担金は、利用施設へ直接お支払いください。

#### 【準備するもの】

- ① 玄海町産後ケア事業利用券
- ② 母子健康手帳
- ③ お母さんや赤ちゃんに必要なもの(着替え、オムツ、おしり拭き、ミルク、洗面道具など)
- ④ その他、利用施設から説明のある持ち物など



### (5) 利用後、アンケートへ回答する

- ▶アンケート用紙は、施設でお渡しします。

## ◆ 利用できる施設 別紙をご覧ください

お問い合わせ先：玄海町役場 こども・ほけん課 52-2159